

県政広報紙「ぐんま広報」の広告代理業務の 委託に係る契約書

群馬県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、県政広報紙「ぐんま広報」（以下「ぐんま広報」という。）への広告代理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、「ぐんま広報」の広告代理業務を次のとおり乙に委託し、乙は、別紙「令和6年度『ぐんま広報』広告代理業務仕様書」に基づき、「ぐんま広報」に広告を掲載し、甲に対し、その対価を支払うものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、_____円（うち消費税及び地方消費税額_____円）とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を群馬県財務規則第199条第3号の規定に基づき免除する。

（業務の遂行）

第5条 乙は、本件業務が別に定める仕様書に適合するものであると確認する。

（契約金の納付方法）

第6条 乙は、第3条に定める契約金額を12回に分割し、「ぐんま広報」を発行した各月の末日までに、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。なお、各回の納付額は、別紙納付計画書のとおりとする。

2 乙は、前項で規定する契約金を納付期限までに納入しないときは、当該未支払額について、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率を乗じた額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

（権利義務の譲渡）

第7条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利・義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任してはならない。ただし、甲が発する文書をもって甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(契約の変更又は履行の中止)

第8条 甲は、必要があると認めた場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。

2 前項の規定に基づいて変更又は一時中止した場合において、契約期間又は契約金額に変更の必要が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。
 - (2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
 - (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
 - (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
 - (5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
 - (6) その他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項各号の規定により契約を解除したとき（同項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の100分の10に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。
- 4 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令）又は同法第85条第1項の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

- (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の100分の20に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超える存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第4項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第11条 乙が、第9条2項並びに第10条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第12条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、当該損害のうち、甲の責めに帰すべき理由により生じたものは、甲が負担する。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第13条 乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為（暴力団員等からの不当な要求行為）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、別記「個人情報取扱特記事項」に記載された内容を遵守し、業務上知り得た個人情報を適正に取り扱わなくてはならない。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第16条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項は、群馬県広告掲載要綱及び群馬県広告掲載基準、群馬県広報媒体広告掲載要綱及び「ぐんま広報」広告掲載要領等に基づいて行う。なお、これらに定めのない事項等に疑義が生じた場合は、甲乙協議してこれを定める。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県知事 山本 一太

乙 _____

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならぬ。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ことができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(管理体制)

第5 乙は、この契約による事務に関して個人情報を取り扱う責任者及び従事者について、甲に書面により報告しなければならない。

2 乙が個人番号利用事務等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第10条第1項)の委託を受けている場合においては、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報(番号法第2条第8項))を取り扱うことができる従事者及びその権限について書面で報告しなければならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の受け渡しや廃棄等の状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

3 乙は、個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

4 乙は、複数人に一斉に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からぬようするよう特に留意すること。

(作業場所の特定)

第7 乙は、あらかじめ特定した作業場所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 乙は甲が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、書面による甲の許諾を得たときを除き、この契約による事務について、第三者にその処理を委託（委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

2 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方がこの契約に基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、乙及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(媒体等の返却等)

第10 乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された媒体・書類等を、この契約終了後、直ちに甲に返却するものとする。

なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間終了後、直ちに甲に返却するものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が記録された媒体・書類等を削除又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により確實に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

(従事者への周知及び監督等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則（個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、さらに番号法第9章に定める罰則）が適用される場合があることなど、個人情報の保

護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

- 2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は前項に加え、番号法・ガイドライン（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号））その他の規定により義務づけられている安全管理措置を図るため、従事者に対する監督・教育を行わなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2に準ずるものとする。

- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

（実地検査等）

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び再委託先の監督の状況について隨時検査し、又は報告を求めることができる。

- 2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳及び、この特記事項の遵守状況について、少なくとも半年に一度、甲に報告しなければならない。

（漏えい等の報告）

第14 乙は、この契約による事務に関して個人情報の漏えい、滅失及び毀損等個人情報の適正な管理に反する事態が発生し、又は発生したおそれがある場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求ることはできない。

（損害賠償）

第16 乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は県の機関を、「乙」は受託者を指す。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略することとする。

【別紙】 令和8年度 ぐんま広報 広告代理業務 納付計画書

	(単位:円)		
	税抜金額	消費税額	契約金額
8年5月号 ～9年4月号			

	税抜金額	消費税額	合計	累計
8年5月号分				
8年6月号分				
8年7月号分				
8年8月号分				
8年9月号分				
8年10月号分				
8年11月号分				
8年12月号分				
9年1月号分				
9年2月号分				
9年3月号分				
9年4月号分				
計				